

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和5年9月29日（金）本会議休憩中 委員会室

出席委員（7名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充
安 達 卓 是 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子 西 野 太 一
矢 田 貝 香 織

欠席委員（1名）

土 光 均

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【こども総本部】瀬尻部長

〔こども政策課〕長谷川次長兼課長

〔こども相談課〕松竹課長

〔こども施設課〕斎木課長 榊本子育て施設担当課長補佐
堀部子育て施設担当係長

【教育委員会事務局】長谷川局長兼こども政策課長

〔こども施設課〕斎木課長 宇山課長補佐兼学校施設担当課長補佐
安田学校施設担当係長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍 聴 者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 門脇議員 国頭議員 田村議員 津田議員

徳田議員 又野議員 松田議員 森田議員 森谷議員 吉岡議員

報道関係者0人 一般0人

審査事件及び結果

議案第86号 工事請負契約の締結について [原案可決]

議案第87号 工事請負契約の締結について [原案可決]

議案第89号 財産の取得について [原案可決]

~~~~~

## 午前10時57分 開会

○今城委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

土光委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

ここで西野委員から発言を求められておられますので、それを許します。

西野委員。

○西野委員 先日の民生教育委員会で、私の不適切な発言がありましたので、取消しをお

願いさせていただきたいと思います。

○**今城委員長** ただいま西野委員から発言の取消しを求められました。これに皆様、御賛同いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**今城委員長** では、会議録のほうからは委員長と副委員長で、適宜検討いたしまして、削除をさせていただくようにいたします。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**今城委員長** では、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほどの本会議で当委員会に付託された議案3件について、審査をいたします。

初めに、議案第87号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

齋木こども施設課長。

○**齋木こども施設課長** 議案第87号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

お手元の議案書をお開きください。あわせて、議案関係資料をお配りしております。対象の工事は、車尾小学校教室棟大規模改修建築主体工事でございます。この工事は、車尾小学校校舎のうち赤枠でお示ししております校舎の長寿命化を行うため、教室及びトイレの外壁や内壁等の改修工事を行うものでございます。

このたび、入札により契約の相手方、金額が決定いたしましたので、地方自治法等の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の金額、相手方につきましては議案に記載のとおりでございます。御審議のほうをよろしくお願ひいたします。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

○**安達委員** 1点、この工期期間中、工事中ですが、プレハブか何かで対応されるのですか。そのところを説明が欲しかったです。

○**今城委員長** 齋木こども施設課長。

○**齋木こども施設課長** この工事に伴い仮設校舎でございますが、こちらにつきましては今年度4月からプレハブ校舎を建設をしております。10月16日を予定に、完成の見込みでございます。ちなみに、10月中に校舎の移転を行いまして、11月くらいから本格的な工事に入る予定でございます。以上です。

○**今城委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

採決に向けた賛成、反対の討論はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第87号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 01 分 休憩**

**午前 11 時 01 分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、議案第 86 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

齋木こども施設課長。

○**齋木こども施設課長** 議案第 86 号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

お手元の議案書をお開きください。あわせて、議案関係資料をお配りしております。対象の工事は、東こども園新築建築主体工事でございます。この工事は、啓成小学校の旧校舎跡地に東保育園を新築移転をいたしまして、認定こども園としての運営を予定しているものでございます。

このたび、入札により契約の相手方、金額が決定いたしましたので、地方自治法等の規定により議会の議決を求めるとでございます。契約の金額、相手方につきましては議案に記載のとおりでございます。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

採決に向けた賛成、反対の討論はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 86 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

齋木こども施設課長。

○**齋木こども施設課長** 議案第 89 号、財産の取得について御説明いたします。

お手元の議案書をお開きください。対象の財産は、東こども園の厨房機器でございます。厨房機器の納入期間は、東こども園の新築建築主体工事の工期の終わりの頃となりますが、設置につきましては、建築施行業者との事前の打合せが必要となることから、厨房機器の

選定を行ったものでございます。

このたび、入札により契約の相手方、金額が決定いたしましたので、地方自治法等の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約金額、相手方につきましては議案に記載のとおりでございます。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

錦織委員。

**○錦織委員** 調理業務用にいろいろな機器を新規に導入するんですけど、今まで使っている分で使えるものは使うという形ですか。全く新しい感じになるのですか。

**○今城委員長** 斎木こども施設課長。

**○斎木こども施設課長** 厨房機器の中古の使用というところでのお尋ねだと思いますが、事前に宇田川保育園の、今休園しておりますが、その厨房機器というのが残っておりますので、その部分の使える分というのを事前に検査をしております、1台その分を流用して移設という形で利用を、工事を行うものでございます。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** そうすると現在、東保育園で使っている給食室とかで使っているものは、直接には使われないということで、それもまた必要なものをどこかで保存をしておくということですかね。

**○今城委員長** 斎木こども施設課長。

**○斎木こども施設課長** 東こども園の厨房の設備でございますが、こちらのほうは現在、西保育園、ねむの木保育園の仮設園舎として使う予定としておるものですから、この間はそういった形で利用するというふうに考えております。

**○今城委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

採決に向けた賛成、反対の討論はございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第89号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子